

高村武幸著

## 『漢代の地方官吏と地域社会』

宮宅 潔

出土文字史料を用いた秦漢史研究は近年活況を呈しているものの、多くの論考で取り上げられるのは、睡虎地・張家山等の法制関係史料がその大部分を占める。その他の史料、例えば居延・敦煌漢簡の研究や、法制史料以外の墓葬出土簡を扱った研究は、それに取り組み研究者や研究分野の広がりにおいて法制史料のそれには及ばない。本書の著者、高村氏もまた、法制史料を「読みやすい」史料、居延・敦煌簡を「読みにくい」史料と呼び（三四二頁、注一）、後者を用いた研究が減少してきたことをはっきりと意識している。

居延・敦煌簡、すなわち辺境の遺跡から出土した木簡史料が墓葬出土簡に比べて扱いにくいことは否めない。まず何よりも殆どの簡はその書写年代が確定しない。これまでに辺境簡は文書行政制度や訴訟制度の解明といった分野で活用され、成果が挙げられてきたが、それはこれらの制度が静態的なものであって、利用する簡が様々な年代に散らばっていたとしても、そのばらつきによる立論への影響が少なかったためであると言つてよい。一方で、

内容がそれと深く関わるにも拘らず、辺境簡は戦役史や対外関係史など、時系列に沿った史料整理が求められる研究には補助的にしか活用されず、対外関係の変化によりその容貌を変えたであろう軍事制度の研究にも用いにくい面があった。出土地の特殊性とも相俟つて、その利用のされ方に一定の傾向があったのも、決して理由がないわけではない。

本書はその書名が示すとおり、漢代の地域社会の実態をより具体的に描写することを目指し、あくまで史料に寄り添いながら、市井の人々や下級官吏を取り巻く社会的環境、諸制度、日常生活の細部が粗上に載せられてゆく。そのなかで著者は意図して辺境簡を利用し、とりわけ第四部ではそれを用いて西北辺境の地域社会の姿とその変遷を追うなど、辺境簡の活用に新たな地平を開こうとする。また墓葬出土の「日記」や名詔などの、従来は注目されていなかった簡牘が、中心的な材料として議論の柱に据えられている。一見利用価値がないように映る、あるいは利用に一定の枠があった史料群を、周到な分析で捉え直し、新たな論点を抽出してゆく手法は、本書の特色としてまず挙ぐべきものである。

本書の各部・章の構成は以下のとおり。

## 総序

## 第一部 漢代官吏の資格について

## 第一章 漢代官吏任用における財産資格の再検討

## 第二章 漢代の材官・騎士の身分と官吏任用資格

## 第三章 漢代の官吏任用と文字の知識

## 終章 漢代官吏の資格からみた漢代社会の性質

## 第二部 漢代官吏の社会と生活

### 第一章 秦漢代地方官吏の「日記」について

### 第二章 漢代地方官吏の社会と生活

## 第三部 秦漢時代の地方行政をめぐる諸問題

### 第一章 秦漢時代の都官

### 第二章 秦・漢初の郷——湖南里耶秦簡から——

### 第三章 秦漢時代の県丞

## 第四部 前漢辺境地域社会の形成と特質

### 第一章 河西における漢と匈奴の攻防——前漢後半期から後漢初の史料分析を通じて——

### 第二章 前漢西北辺境と関東の戍卒——居延漢簡にみえる兵士出身地の検討を通じて——

### 第三章 前漢河西地域の社会——辺境防衛組織との関わりを中心にして——

## 結語

第一部で取り上げられるのは官吏の任用資格である。特に秩祿百石以下の少吏が如何にして任用されたのか、その任用資格が財産と識字力という二つの視点から分析されてゆく。

官吏となるためには、まず一定以上の財産を有していることが求められた。著者はその背景として、馬を自弁する能否が重視されていた点に注意を向ける。乗馬は移動の手段であり身分標識であると同時に、武備の一部として軍事的な意味合いも帯びていた。この点や、官吏による帯剣など他のいくつかの要素から、漢代官僚制度と軍事との密接な関係が窺い知れ、官吏と庶人を分かちつ

のは軍事負担の軽重であつて、より重い負担を引き受ける者がそが官吏たり得るとの理念が存在した、と著者は主張する。

続く第二章では、材官・騎士が取り上げられる。著者はこれらを一の下級官吏と規定しつつも、材官・騎士に俸給が支給された形跡は認められないので、あくまで官吏に準じる者として、その地位は三老や里正などの「半官半民」の人々と近かつたとする。その上で、より重い軍役を担う者である材官・騎士にも、その経済的基盤の保証、すなわち財産資格があつたことが想定され、官吏の財産資格が、軍事負担に耐えうることを示す担保として存在していた可能性が再び主張されている。

第三章では官吏の文字知識が問題にされる。睡虎地秦簡には、文字学習の場が書記官（史）の子弟のみに開かれ、その地位が世襲であつたことを示唆する規定がある。これに対し著者は、秦や前漢前半期において文字知識は、もはや一部の階層が独占する技能ではなかつたことを指摘する。すでに統一秦の頃から世襲的書記以外の者が任用されており、文字知識の水準は任用自体を左右せず、書記官系統の官職に任用される場合にのみ、客観的な基準によって文字知識が測られた。書記の世襲を窺わせる諸規定は現実を反映しておらず、一定の財産を持つ者は相応の文字知識も備えているという前提の下、財産資格がその文字知識を間接的に保証していたというのが著者の結論である。さらに世襲的任用が廃れた理由として、官僚組織の拡大に伴う官吏の不足を軍事組織によって補つた、すなわち軍功で爵を得た者に任官を認めることで補填したためであるとの理解も示される。

終章では財産資格設定の歴史的な背景が語られる。それによる

と、秦王政の時期にも秦の軍事行動には季節的な偏りが見られ、基本的に農繁期を避けて、いわゆる「耕戦の士」が動員されていた。しかし時期を選ばずに兵を起す必要もあつたであろう。そのために選抜された、より重い負担に耐える精銳が、騎士・材官の如き主力兵士であつた。これら兵士たちには軍功により爵を賜り、官吏に登用される道も開かれ、彼らが官僚機構の拡大に伴う官吏の不足を補うことにもなつた。そこから逆に、官吏には精銳兵としての素質が必要という思考が生まれ、その務めを果たし得るだけの財産的基盤が求められるようになった——以上が著者の想定する、財産資格の背後にある歴史であり、それは「自営農民」戦士」の共同体であつた古代都市国家の、軍事的負担に耐えることが成員たる資格であるという発想と、本質的に同一であるという。以上は本書が示す重要な提言の一つであり、古代中国の官僚制度や社会制度をめぐる議論とも関わりるところである。

続く第二部では漢代官吏の日常生活が探られる。そのために用いられるのが尹湾漢簡の「元延二年日記」「贈銭名籍」や名謁の類、さらに周家台秦簡の「秦始皇三十四年曆譜」であり、これらの、これまで注目されてこなかつた史料の紹介・分析が第二部の根幹をなす。

第一章は日記史料にみえる言葉の考証から始まって、公務出張の足取りや目的、伴出した占書との関連性、当時の旅行の実態に説き及ぶ。先行研究を網羅した紹介には教えられるところも多いが、日記が語る公務出張の頻繁さを一般人をも含めた移動一般に敷衍してよいものか、疑問が残る。むしろ「元延二年日記」に見える、長期にわたる出張の繰り返しが意味するものや、墓主が頻

繁に新たな官職に任命されている点（七月に「署法曹」、八月に「署曹書佐」、十月に「署功曹」）等について、より掘り下げた分析が聞きたかつた。

もう一つ、第二部の柱となるのが尹湾漢簡の「贈銭名籍」や名謁である。前者は数次にわたる墓主への贈銭の記録であり、後者の「名謁」とは面会の取次ぎを請う際に差し出される挨拶状で、そこには面会の相手、面会者の名前、面会の目的などが記録されている。尹湾漢墓からは墓主が差し出した、あるいは受け取つた一群の名謁が出土しており、第二章ではこれら木簡を用いて官吏同士の社交関係が分析される。

ここでも内容の紹介・考証から行論が始められ、贈銭名籍についてはそこに見える人名の同族関係の推定、および有力者一族の抽出が試みられる。また名謁からは、東海郡の功曹であつた墓主のもとに周辺の太守・国相や諸侯が人を遣わして起居を問うていることが知られ、郡の「極位」とされる功曹の地位が再確認される。

この章で仔細に語られる地方有力者同士の交友関係は、地域社会の秩序を根底において支えるものであり、その日常性こそが有力者間の結びつきをより強固なものとしていたとの指摘は首肯されよう。だが名謁の交換が示す実際関係がどれほど実質を伴うものであつたのか定かでなく、またこうした作業から漢帝国全体の人的結合を推測してゆくには、やはり同類簡の増加を待つ必要がある。

第三部では地方行政制度の解明に焦点が移り、都官、郷、県丞という三つの官府／官職が取り上げられる。これらのいずれもが

十分究明されていない問題を含み、特に都官については工藤元男が独自の論を展開し、見解が分かれる。この都官がまず組上に載せられる。

「都官」「中都官」の語は漢代の典籍史料にも見え、京師所在の諸官府とされる。だが睡虎地秦簡には都官が県と並列されて現れる。工藤は秦簡を分析し、秦の都官は県とほぼ同格の地方行政機構で、宗室貴戚や侯・君の封邑に中央の支配を浸透させるために置かれたと論じた。この所説は多くの興味深い観点を含むものの、一方で秦簡の都官と典籍史料に見える漢代のそれとが全く異なるものであったのか、素朴な疑問を抱かずにはおれない。

著者は尹湾漢簡と張家山漢簡に見える「都官」を集積し、前漢初期の「都官」も中央官府の出先機関であるとす。そして改めて秦簡中の「都官」を洗い直すと、それらを地方出先機関と解釈しても何ら矛盾は生じないという。かくして工藤説を乗り越えたうえで、都官の歴史的な位置づけが論じられ、地方に置かれた特別な「官」の多くが少府所属であることから、それらが少府所轄の山林敷沢を管理すべく、各地に置かれた機関に起源することが推測される。増淵龍夫の、戦国期における国君権力伸張の経済的基盤は山林敷沢資源の囲い込みにあったとの所説を踏まえ、地方の資源を把握するために中央が設置したのが都官である、と著者は結論する。工藤が示した、国君権力を浸透させるための先兵という「都官」像が、期せずしてこの結論と重なり合う。

続く第二章では、里耶秦簡中の郷閔連史料から郷の組織やその職掌が吟味される。鍵となるのは、里典・郵人の任命にあたって郷が県の許可を請い、却下されている文書で、郷の裁量権に一定

の掣肘が加えられていたことを物語る。このことから、郷の在地共同体的性格はさほど強くなく、郷官はむしろ最末端の官吏であったと主張される。

第三章では県の長吏、すなわち県令・県丞・県尉の分担・協働関係が取り上げられる。論点は多岐にわたるが、総体としては県丞が県令とほぼ同等の権限を行使し得たことが明らかにされる。それらの権限は、長官たる県令の不在時にのみ認められたのではなく、令と丞とが分担・交代しつづ、実質的には同等に職務に当たっていた。県長吏の数自体が少なく、一名に権限が集中するのは非合理的であり、また不正の温床になりかねない。さらに県丞には年功によりそこまで昇進した者が少なくなく、県における政務の瑣事を実際に取り仕切り得たのはむしろ県丞であったと思われることも、こうした分担の背景とされる。

第四部では辺境簡を積極的に用い、地域社会の具体像として河西地域の姿が描かれる。第一章では匈奴との交戦状況が漢簡も用いて考察される。戦閔連簡の書写年代が、伴出した紀年簡の年代を手がかりに推定され、宣帝後期―平帝期の和平期には戦闘の跡が認められず、この和平が宣帝期以降の屯田縮小や、定住者の増加に影響を及ぼしたと推測される。

第二章では戍卒の出身地が分析される。その出身地が關東西部の郡国に偏ることは従来から知られていたが、ここでは出身地を示す簡の年代も推定され、時代による変化が探られる。著者はまず、一つの都尉府に一―二の内郡から集中的に戍卒が送り込まれたとしたうえで、その地縁的一体性が兵士の低練度を補っていたとする。また前漢末には地元出身者が多く見られるようになり、

成帝期の、関東での災害や反乱がそこからの徴兵を難しくし、地元出身の成卒が増加したと論じる。河西地域には「関東の下貧」も徙民され、両地域の間には緊密な繋がりがあつた。また尹湾漢簡からは関東東部の人間が東部辺境の防備に送られたことが知られる。これらにより辺境防備は東方の民が担当すべしとの認識があつたと主張され、その背後には関中がその他の地域を支配するという、秦帝国以来の構造が残っており、多数の補助兵力は被支配地域たる関東から徴発されたものと推測される。

以上の考証を踏まえて、第三章で河西地域社会の姿が総合的に描写され、特に軍屯と徙民の関係、及び吏民の財産規模が問題にされる。

居延漢簡に見える住民居住地の呼称には「里」に加えて「辟(壁)」があり、これは元来田官により設置された田卒の居住区であり、軍屯が一段落すると卒は他所に移動し、代わって徙民がその場所を使用したという経緯が想定される。辺境では一般人の居住区と辺防施設とが密接な関連を持ち、距離的にも近接していた。

防備施設やそこに配置された官僚組織の政治・経済的な存在感は、河西が新占領地であつただけに内郡や他の辺境よりも大きく、この地域は辺防組織の統制下にあつたといつてもよい。また突出した富家の存在も認められず、徙民により構成されていた河西社会には顕著な経済格差も生じていなかった。かかる状況の維持には官僚組織の側の関与もあつたはずであり、結果として「吏民相い親しみ」「盜賊少なく、和氣の応有りて、内郡より賢なり」(『漢書』地理志)と評される地域社会が、前漢後半期には実現

していたと結論される。

本書には、総序において宣言されるとおり「理論的・総合的言及」(四頁)が少なく、地域社会の具体相の実証に意が注がれる。新出史料が物語る範囲では詳細な議論が可能となつた今、徒に図式的な歴史像を描いても、それは緻密な描写と大雑把な素描とが入り交じつたものになりかねない。また本書が扱つた諸史料は地域性、或いは墓主の個性に内容が左右されているおそれもあり、直ちに一般化はできない。著者はこうした限界を自覚し、敢えて実証に徹している。だが一方で、今後様々な角度から検証されるべき重要な提言も示され、決して考証のための考証が繰り返されているわけではない。例えば第三部第三章での県丞をめぐる議論は、県長吏の人事制度や地方行政の有り様にも波及しよう。

出土した秦漢の行政文書を眺めると、県の長吏は定員どおりに置かれておらず、兼任・代行が多いことに気づく。特に県令の不在が目立ち、里耶秦簡では殆どの文書が丞や守丞により発信されている。また張家山漢簡「奏讞書」の最初の五つの裁判案件(一一四八簡)は疑獄をめぐる県からの上申であるが、そのうち二件は丞の名前のみで提出されている。

令と丞との間には、その叙任理由においても異なる傾向が見られる。尹湾漢簡の「東海郡下轄長吏名籍」(YNDJAB、A)は、東海郡所屬の長吏がいずれの官から、いかなる理由でその官に遷ったのかを記録したものが、その中で遷除理由として最も多く挙げられているのが「功」である。これは特別な功績ではなく、いわば年功を指すものとみてよい。この、功により遷任している

例を数えると、県令は一三例中四例と三割弱に過ぎないのに対し、県丞は二九例中二三例と八割近くに上る。またかくて丞に任命されている者の殆どが有秩一県・郷の少吏一や侯国の少吏たちである。

県の長吏の主要な供給源の一つは、「郎官は上は列宿に応じ、出でては百里に宰たり」(『後漢書』明帝紀)とされたとおり、孝廉等を経て中央の郎官に任じられた者たちであった。だが長吏といつても、「百里に宰たり」というからには県の令・長が意識されていたのであろうし、実際に後漢章帝の建初年間には、尚書郎・令史は県の丞ではなく、必ず令の地位に任じられることになっている。同じ県長吏とはいえ、令はエリートが登る階梯の一つであり、丞は少吏からのたき上げが年功でやっとあつてくポストとしての側面を備えていたとすれば、それは著者の「地域社会や民と接触する機会が多かつた長吏は、実は県丞ではなかつたか」(二三〇頁)という指摘と呼応しあう。今後議論を深めてゆくことが期待される。

もう一つの重要な提言は第一部で展開される議論である。官吏とは軍事負担に耐えうる者であるとの仮説の下に組み立てられる官僚制度形成史は、興味深い論点を含む。ただし評者がこの所説に対して覚える一つの違和感は、最下層の少吏たちと尹湾漢墓の墓主の如き上層の少吏、さらには時として長吏までもが「官吏」として一括りにされる点にある。確かに景帝紀の詔の「訾算四にして宦たるを得」という一文を額面通りに受け取れば、およそ役人と名のつく者には財産資格が求められたようにも読める。だが一定の財産がなければ、例えば地域の悪党と渡り合う亭長や遊徼

にもなれなかつたのか、王尊は父を失つた後、叔父に引き取られ羊の世話をしながら勉強し、一三歳で獄小吏となつた(『漢書』王尊伝)が、一三歳の彼の財産は如何にして測られたのか、いくつかの疑問が湧いてくる。

著者は財産資格が秦代に存在した証拠として韓信が貧しき故に吏となれなかつた例を挙げる(二三頁)が、その伝には「貧無行、不得推挙為吏」(『史記』淮陰侯列伝)とある。貧しいことが推薦されない理由に含まれることは興味深い、同時にその品行も問題にされている。そして結局のところ肝要なのは推薦の有無であつて、財産が基準額を満たしているか否かではない。また睡虎地秦簡には「佐」への叙任資格を規定した条文が見えるが、そこでは壮年の人間であることが求められるのみで、財産額に対する言及は見られない。

一体、最下層の官吏の地位はその職務内容や多忙さ故に却つて忌避される傾向にあつた。著者自身も、亭長などの下級少吏への就任を避ける風潮が前漢後期から存在したことを推測している(二七、四五―四六頁)。だが下層官吏の地位やその職務へのかかる認識はむしろ通時代的なのであらう。例えば睡虎地秦簡には刑徒を官府の佐・史にしてはならないとの規定が見え、刑徒が官府の瑣末な事務に充てられる場合も現実にはあり得た。また『礼記』王制は「史」をト・祝などととも「事を執りて以て上に事うる者」として一括し、これらは「郷に出でて士と齒せず」であつたとする。鄭玄が「賤なればなり」と注する通り、下層の書記官は「社会を構成する成員」(四八頁)とは見なされていなかった。

第一部での行論の前提は官吏を社会の選良と捉え、「士」以上の階層とそれとを重ね合わせる点にある。確かに官僚組織内の序列は「公・卿・大夫・士」という理念的な階層構造、ないしは二十等爵の秩序になぞらえられてゆき、一定以上の地位にある官吏については上述の前提が当てはまるといってよい。だが最下層の官吏や、著者の言う「半官半民」の地位にある者、いわば官吏とも後代の吏役ともつかない人々も選良と見なされ、それ故に一定の財産所有が条件づけられていたのか、疑わしい。春秋戦国期の、爵位を一つの目安とする身分秩序は、官僚制度の充実に伴って構築された新たな社会秩序にそのまま継承されたのではなく、その間には複雑な、多くの問題が横たわっている。著者の提言を一つの手がかりとして、議論が積み重ねられねばなるまい。

① 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八）

② 増淵龍夫『中国古代の社会と国家』（岩波書店、一九九七）

③ 「……建初初、為尚書令。舊制、尚書郎限滿補縣長、令史丞・尉。弘奏以為臺職雖尊、而酬賞甚薄、至於開選、多無樂者。請使郎補千石令、令史為長。帝從其議。」（『後漢書』鄭弘伝）

④ 「除佐必當壯以上、毋除士五（伍）新傳。」（秦律十八種一九〇簡）

⑤ 「侯（候）・司寇及群下吏毋敢為官府佐・史及禁苑憲盜。内史雜」（秦律十八種一九三簡）

（A5判、五〇四十二頁、二〇〇八年一月）

汲古書院 税別二三〇〇円  
（京都大学人文科学研究所准教授）